



第1節 健やかに育ち、
いつまでも生きがいをもって生活できるまち

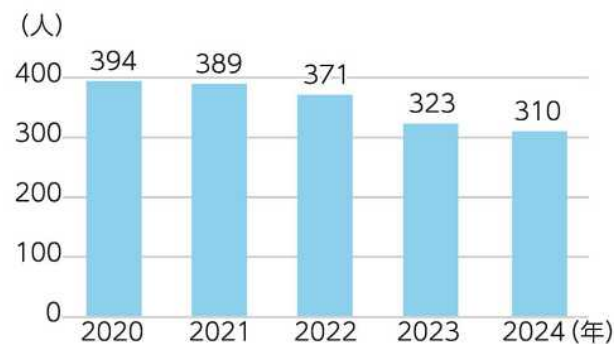
(1) 子育て支援の充実

【現状・課題】

子どもを取り巻く家庭や地域の環境が変化する中、子育て家庭の孤立化や子育て力の低下から子育てに悩む保護者が増えており、安心して子育てできる環境づくりが必要とされています。また、ライフスタイルや価値観の変化などにより本市の出生数は減少傾向にあります。共働き世帯の増加により、病児保育や時間外保育など多様化する保育ニーズへの対応がさらに求められており、保育士の人材確保が課題となります。また、乳幼児期に、心の安定と豊かさ、そして生きる力の基礎を育むためには、保育・幼児教育の質の向上も重要となります。

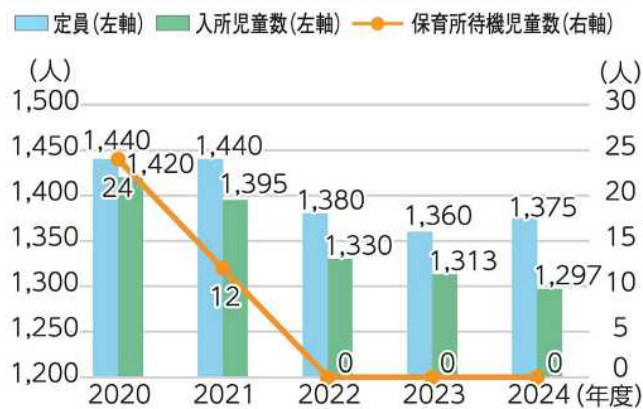
そして、子育て世代の家庭が安心して出産や子育てを行うためには、経済的な面も含め、こどもの成長・発達に応じた切れ目のない支援や子育て家庭の孤立化を防ぐことが重要です。また、子どもが健やかに成長できるよう、子育てに関する情報を十分に提供するとともに、家庭、学校、地域が相互に協力し、子育てを支えるネットワークを形成することも必要です。

出生数の推移



(資料) 直方市

待機児童数の推移



(注) 定員・入所児童数は各年度5月時点、待機児童数は同4月時点の人数
(資料) 直方市教育委員会



筑豊高校子育てサロン「ちくちくワンダーランド」



ユメニティのおがたでの子育てひろば

【主な事務事業】

① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援の充実

本市では令和6(2024)年度に、こども家庭センターを設置しています。こども家庭センターは、従来の子育て世代包括支援センター⁶と子ども家庭総合支援拠点の機能を維持した上で、母子保健、児童福祉など、一体的に子育て家庭に対する相談支援を実施しています。今後も、関係機関等と連携し、母子保健事業や子育て家庭への支援体制、情報提供の充実を図りながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。また、行政や関係機関が、乳幼児健診など様々な機会を通して子育て家庭に関わることで、子育て家庭の孤立化の防止や相談等の機会確保につなげます。

② 要支援児童・要保護児童等への支援体制の充実

こども家庭センターにおける包括的な関わりなどを通して、発達障がい⁷の早期発見や早期支援の取り組みを進めます。また、県や関係機関との連携を図りながら、要支援児童・要保護児童への支援体制を強化します。

③ 子育てを支えるネットワークづくりや情報提供・相談体制の促進

地域子育て支援センターを中心に、育児に関する相談や情報提供、多くの親子が出会い、つながる場の提供など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。地域や地域の高等学校等と連携し、子育て家庭の交流や情報交換の場を増やします。

④ 保育環境の整備

待機児童を解消し市民の保育ニーズに対応できるよう、保育士への経済的支援や保育所等と保育士のマッチング支援、ICTの活用による保育業務の負担軽減支援等により、保育士の確保につなげます。延長保育や病児保育、一時預かりや幼稚園での2歳児預かりの拡充に加え、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)など更なる保育ニーズへの対応に努めます。

⑤ 幼児教育や保育の機会の確保・質の向上

利用者支援事業を通じて、特に3～5歳の未就園児・不就学児の保育所等への入所や幼稚園での預かり保育の利用を促し、子どもが幼児教育や保育を受ける機会の確保に努めます。また、保育所・認定こども園・幼稚園への定期訪問や監査等を通して、現状や教育課程を把握・確認し、幼児教育や保育の質の向上につなげます。

成果指標 (KPI) の名称	当初	現状	目標
	令和元(2019)年度	令和6(2024)年度	令和12(2030)年度
市内保育所の待機児童者数 (4月1日時点)	24人	0人	0人
未就園児、不就学児等の人数 (年長児童、4月1日時点)	6人	2人	0人

6 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うセンターのこと。子育てに関する各種相談への対応、支援プランの策定、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行うなど、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を目指している。

(2) 健康づくりの推進

【現状・課題】

我が国では、急速な高齢化が進む中、疾病構造などが変化し、生活習慣病の割合が増加しています。生活習慣病の発症や重症化を予防し、生活習慣病予備軍を減少させ、健康で自立して過ごすことのできる健康寿命を伸ばすことが課題と言えます。脳血管疾患等の要介護につながる生活習慣病の早期発見のため、特定健診受診率向上のための取り組みを行った結果、受診率は年々向上していますが、全国平均から見ると、低い状態が続いています。市民一人ひとりが様々な機会を通して自分の健康状態を主体的に把握し、それぞれのライフスタイルに応じて自らの健康づくりに取り組むことが必要です。

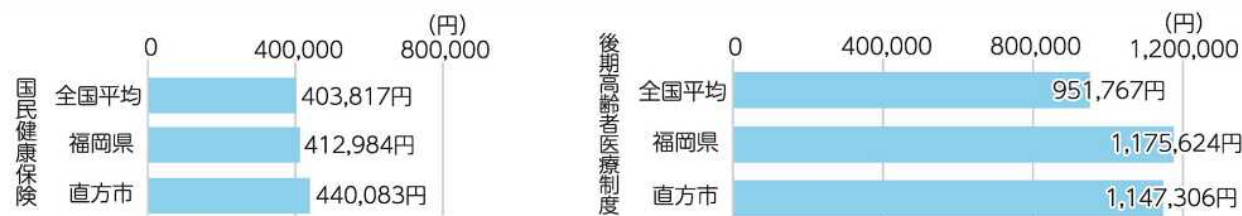
本市の国民健康保険加入者1人当たり医療費は、国・県それぞれの平均をいずれも上回っており、後期高齢者医療制度1人当たり医療費も、国の平均を上回っています。特に入院費用が上回っており、疾病の早期発見・重症化予防の取り組みが必要です。

国保特定健診受診率の推移



(資料) 直方市、市町村国保特定健診・保健指導実施状況 (速報値)

市町村国民健康保険及び後期高齢者医療制度1人あたりの年間医療費実績



(資料) e-stat 国民健康保険事業年報、後期高齢者医療事業状況報告 (令和4(2022)年度)



健康経営優良法人表彰式



完成した直方市保健福祉センター「ゆずりあ」

【主な事務事業】

①健康づくりの推進

自分の生活に合った健康づくりへの自発的な取り組みや疾病予防、健全な食生活の実践、若い頃からの運動習慣の定着などの取り組みを推進するため、健康相談や健康教育の充実、セルフメディケーションの推進を図ります。また、市民一人ひとりが地域の中で、楽しく健康づくりや介護予防に継続して取り組めるよう、運動を通じたコミュニティづくりや参加型イベントの開催、健康管理アプリの活用等を推進します。さらに、市民の生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するため、地域の健康づくり関係団体や医療保険者等の関係機関と連携を図り、働く世代の健康づくりを支援します。

令和8(2026)年にオープンした保健福祉センターを健康づくりの拠点として、市民の健康の維持・増進を目的とした健(検)診事業、健康教室や健康相談、啓発活動等を充実させていきます。

②疾病の早期発見・重症化予防の推進

健康寿命を延ばすためには、日頃の健康づくりに加えて、疾病の早期発見・早期治療、重症化予防が重要です。地域の健康づくり関係団体や民間企業と連携し、市のがん検診や特定健診の受診率向上を図るとともに、健診の結果、健康上の問題があると判明した市民を対象に、保健師や栄養士などによる指導を実施します。

疾病の早期発見・早期治療、重症化予防を強化することにより健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図り、医療費負担の軽減、公的医療保険制度である国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の持続可能な運営の安定化につなげます。

③感染症予防の推進

感染症を予防するため、関係機関と連携した予防接種に関する正しい知識の普及啓発により、予防接種の接種率向上に努めます。また、平時から感染症危機に備え、国、県の方針に基づき、関係機関と連携した感染予防対策、感染拡大防止体制の構築を図ります。

④働く世代のウェルビーイング⁸向上

働く世代が心身ともに健やかで安心して働き続けることは、地域経済や家庭、地域社会の安定に重要です。行政、企業が連携し、従業員の生活習慣改善、メンタルヘルス支援に取り組むことで、働く世代のウェルビーイングを高めます。具体的には、企業の健康経営の取り組みを支援し、運動、食生活改善、禁煙、ストレス管理のプログラムを提供することで、働く世代が健康で活力を持って働き続けられる社会を目指します。

成果指標 (KPI) の名称	当初	現状	目標
	令和元(2019)年度	令和6(2024)年度	令和12(2030)年度
健康寿命(平均自立期間)	男性 79.2 歳 女性 83.1 歳	男性 79.6 歳 女性 84.4 歳 (令和5(2023)年度)	目標年度の 全国平均以上
国保特定健診の受診率	35.2% (平成30(2018)年度)	35.5% (令和5(2023)年度)	60.0%

7 自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること。

8 心身ともに健康で、社会的にも満たされた、幸福で良い状態にあること。

(3) 高齢者福祉・障がい者福祉の充実

【現状・課題】

高齢者人口のピークは越えましたが、令和22(2040)年頃まで介護の必要性が高い85歳以上は増加すると推計され、介護需要は横ばい傾向が見込まれます。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的とした地域の包括的な支援やサービス提供体制(地域包括ケアシステム)の深化・推進が必要です。

発達障がいや精神障がい等のある方が増加傾向にあり、令和6(2024)年4月1日からは「合理的配慮の提供」が義務化されましたが、市民や企業への浸透がなされていないのが現状です。障がい者が自立できるよう、合理的配慮の提供を含め、安心して暮らせる社会の実現を目指し、地域での生活や就労、社会参加を促進する環境整備を進める必要性が高まっています。また、障がい児の支援として、児童発達支援センター等を中核とした、障がい児支援体制の整備が必要です。

さらに、障がいのある人が住み慣れた地域で、その能力を発揮して社会の一員として生活や活動ができるよう、各種福祉サービスなどの支援策について、「直轄地区障がい者等地域自立支援協議会」や関係機関等と幅広く連携しながら取り組みを進める必要があります。

要支援・要介護認定者・認定率の推移



(注) 要支援者数、要介護者数、認定率はいずれも第1号被保険者のみ
(資料) 福岡県「介護保険年報」

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の推移



(資料) 直方市

9 障がいのある人の社会的なバリアを取り除くため、事業者側の負担が重すぎない範囲で必要な対応をすること。

【主な事務事業】

①地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括システムに関係する多職種、関係団体等で構成される地域ケア推進会議を設置するとともに、ICTの導入を推進することで、関係部署、団体などと個別課題や地域課題等の情報を関係者間で即時に集積・共有し、適切かつ迅速な対応に努めます。また、のおがた元気ポイント事業やフレイル予防教室などを通じた介護予防事業を推進し、高齢者の自立支援と重度化防止を目指します。

②高齢者が安心して暮らせる体制づくり

単身高齢者世帯は増加傾向にあるため、高齢者の見守りや孤立化対策を強化します。認知症高齢者の行方不明対策として、周辺自治体と連携した「高齢者等SOSネットワーク」の体制強化に努めます。また、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるためには、身体の健康を維持することはもちろん、生きがいや社会参加の場を持つなど、心身の健康維持が重要であることから、関係団体等と連携した交流や就労に関する支援、社会貢献活動の情報提供などに取り組みます。さらに、民生委員児童委員協議会や警察、司法等の関係団体や専門機関と連携して、虐待の防止や詐欺等の消費者被害防止を強化し、高齢者の権利擁護を推進します。

③バリアフリー¹⁰及びユニバーサルデザイン¹¹の推進

誰もが安全・安心に生活できるよう、生活空間におけるバリアフリー及びユニバーサルデザインを推進します。

④障がいへの理解促進

障がいのある人に対する理解を深めることで障がい者差別解消につながるよう、広報紙や公式ホームページのほか、保健福祉センターを活用した講演会や勉強会等を通して、障がいに関する情報提供や啓発活動を推進します。

⑤障がい者の地域生活支援

様々な機関が協力し役割分担を行い、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域全体で支える体制を整備し、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験機会・場の提供などを実施します。特に令和7(2025)年度からアパートの1室を借り上げて始めた「体験機会・場の提供」の事業を活用し、障がい者の自立につなげていきます。

また、障がい者が地域において希望する環境で働けるよう、関係機関等と連携し、就労の場の確保や就労内容の充実に努めます。

成果指標(KPI)の名称	当初	現状	目標
	令和元(2019)年度	令和6(2024)年度	令和12(2030)年度
要支援・要介護認定率	—	20.9%	20.0%
障がい者への理解や差別解消を目的とした講演会や出前講座の参加者数	—	146人	450人

10 障がいのある方が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。

11 あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

第2節 時代の変化に対応できる力と豊かな感性を育むまち



(1) 学校教育の充実

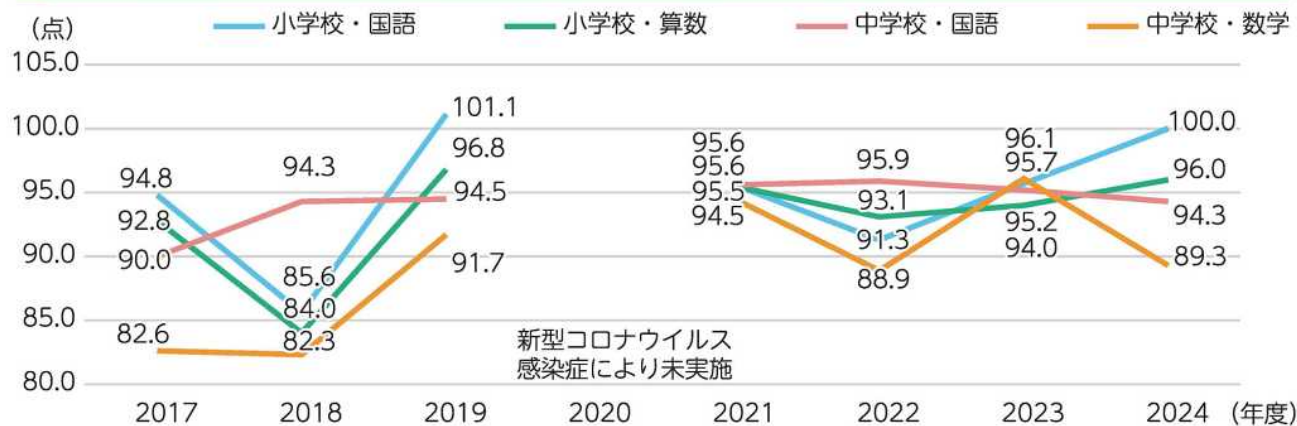
【現状・課題】

ICTやAI、ロボット、ビッグデータの活用による「超スマート社会 (Society5.0)」の形成やグローバル化の進展により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。子どもたちが、このような社会の変化に柔軟に対応できるよう、コミュニケーション力や豊かな感性を育むとともに、基礎・基本を踏まえた確かな学力の定着のため、ハード・ソフトの両面から教育の質の向上に取り組む必要があります。また、進学による教育環境の変化に対する子どもの心理的負担を軽減し、円滑な移行を促すためには、保育所・幼稚園や小学校等との連携も重要です。

特別支援学級の児童生徒数は増加傾向にあり、様々な障がいのある子どもや特別な教育的配慮が必要な子どもへの指導・支援の充実が必要です。

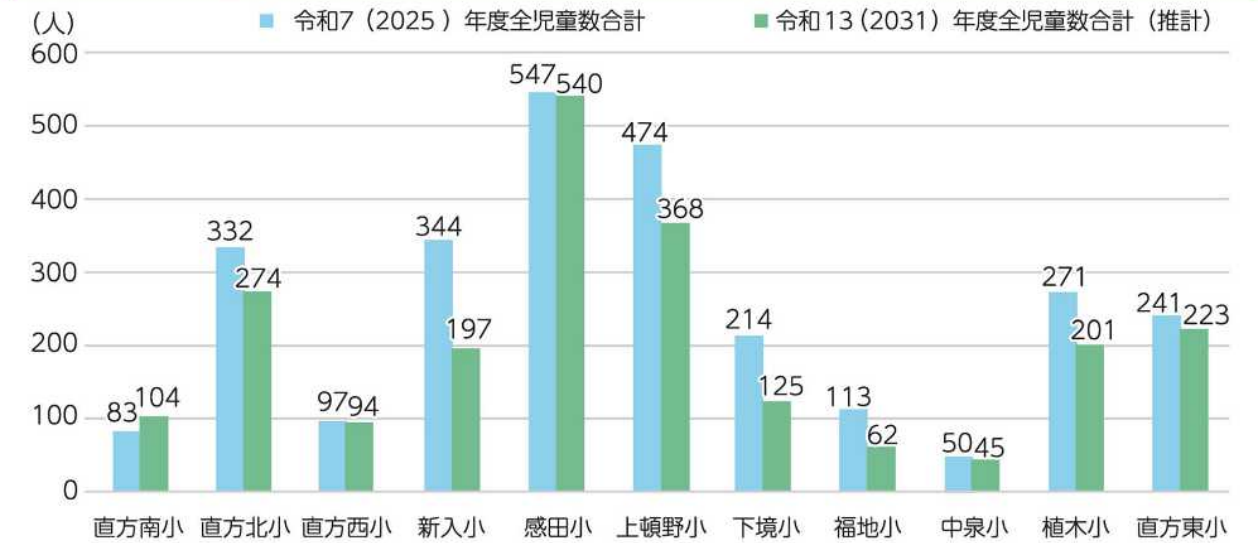
少子化や地域間での人口の疎密化により、児童生徒数の大きな偏りが見込まれ、児童数が複式学級の標準人数を下回る学校が生じています。校区再編や学校統廃合により学校規模の適正化を図るなど、教育の質の保持と均等化のための取り組みが必要です。また、学校施設や設備の老朽化が進み、教育費に占める老朽化対策経費が増加していることから、学校施設や設備の計画的な更新が必要です。

小中学校における標準化得点の推移と結果の状況 (全国平均値を100とする。)



(資料) 直方市教育委員会

令和7 (2025) 年及び令和13 (2031) 年の学校別総児童数



(注) 令和13 (2031) 年度全児童数合計 (推計) は、平成31 (2019) 年4月2日から令和7 (2025) 年4月1日の間に生まれた子どもについて、現在の居住地のまま転居せず居住地の小学校に進学した場合における、令和13 (2031) 年度時点の各小学校の総児童数を示す。
(資料) 直方市教育委員会

【主な事務事業】

①学力向上に向けた教育内容の充実と教師の指導力向上

基礎・基本を踏まえた確かな学力の定着や新しい分野への興味関心の喚起を図るため、グローバル化に対応した英語教育の充実やプログラミング学習、ICTを活用したこれからの授業や習熟度に応じた少人数学習、補充学習の時間を活用した徹底反復学習など、確かな学力を身に着けるための教育内容の充実を図ります。また、これらの教育に対応するため、授業力向上研修等の教師の指導力向上に向けた取り組みを推進します。

社会環境の変化により、家庭学習に関するハード・ソフト両面での体制整備が求められています。家庭学習の体制を構築するとともに、子どもたちが日頃から家庭学習に進んで取り組めるよう、学習意欲を向上させる指導を行います。

②豊かな心を育む教育の充実

本市の自然や文化、歴史などに直に触れることで、子どもたちの感性を育む体験活動を推進します。様々な職業に触れ、労働観・職業観を育てるキャリア教育や自ら社会課題を見つけ、課題解決に向かってチャレンジしたり、他者との協働により解決策を探究したりすることで知識・能力・態度を身につけるアントレプレナーシップ¹²教育などとおして、基本的な道徳観や探究心、チャレンジ精神を身に付けるとともに、豊かな人間関係を構築するためのコミュニケーション能力を高める取り組みを実施します。

いじめや不登校の解消のため、スクールカウンセラー¹³やスクールソーシャルワーカー¹⁴を配置し、児童や生徒への心のケアを充実させます。

12 起業家に必要なあり方、リスクを恐れずに立ち向かっていく精神・姿勢のこと。

13 学校における教育相談体制の充実のために配置された、子供の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する人材のこと。

14 学校における教育相談体制の充実のために配置された、福祉の専門的な知識・技術を有し子どもの置かれた様々な環境に働き掛け、児童相談所をはじめとする関係機関・団体とのネットワークにより子どもを支援する人材のこと。

③ 健やかな体づくりの推進

健康教育の推進により、体づくりの重要性を深く認識させます。また、スポーツの楽しさを感じられる取り組みや基礎体力の向上などスポーツを通じた体づくりを推進します。さらに、健やかな体づくりにおいては、食生活も重要であるため、給食などを通じた食育を進めます。

④ 特別支援教育の充実

特別支援学級の児童・生徒数は、年々増加しています。教職員の専門性の向上や学校等の支援体制を充実させ、様々な障がいのある子どもや特別な教育的配慮が必要な子どもに対し、きめ細かい教育・支援を推進します。

⑤ 教育効果の向上に向けた連携の促進

基礎・基本を踏まえた確かな学力を身に付け、子どもたちの思考力・判断力・表現力の向上を図るため、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の相互連携の推進に取り組みます。また、学校運営に地域の声を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）¹⁵を推進します。

⑥ ICT 環境の整備

学校における ICT 環境の整備を行い、タブレット端末を活用した、教師と児童・生徒間で双方向学習ができる教材を積極的に活用し、それぞれの児童・生徒の学力に対応したきめ細かい学習指導を実施します。

⑦ 学校施設・設備の管理・整備

教育費に占める老朽化対策経費の増加や児童生徒数の減少による教育環境への影響を鑑みた上で、学校施設や設備の老朽化対策のほか、校区再編や学校統廃合により学校規模の適正化を図るなど、教育の質の保持や均等化に取り組みます。

成果指標 (KPI) の名称	当初	現状	目標
	令和元 (2019) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 12 (2030) 年度
全国学力学習状況調査標準化得点 (小6・中3対象)	小6国語 101 小6算数 97 中3国語 95 中3数学 92	小6国語 100 小6算数 96 中3国語 94 中3数学 89	それぞれ全国平均 (100) 以上
新体力テスト全国平均値以上の種目数 (小5・中2対象、全8種目)	小5男子4種目 小5女子3種目 中2男子5種目 中2女子4種目	小5男子2種目 小5女子1種目 中2男子6種目 中2女子3種目	全種目全国平均値以上 (全8種目)

¹⁵ 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みのこと。

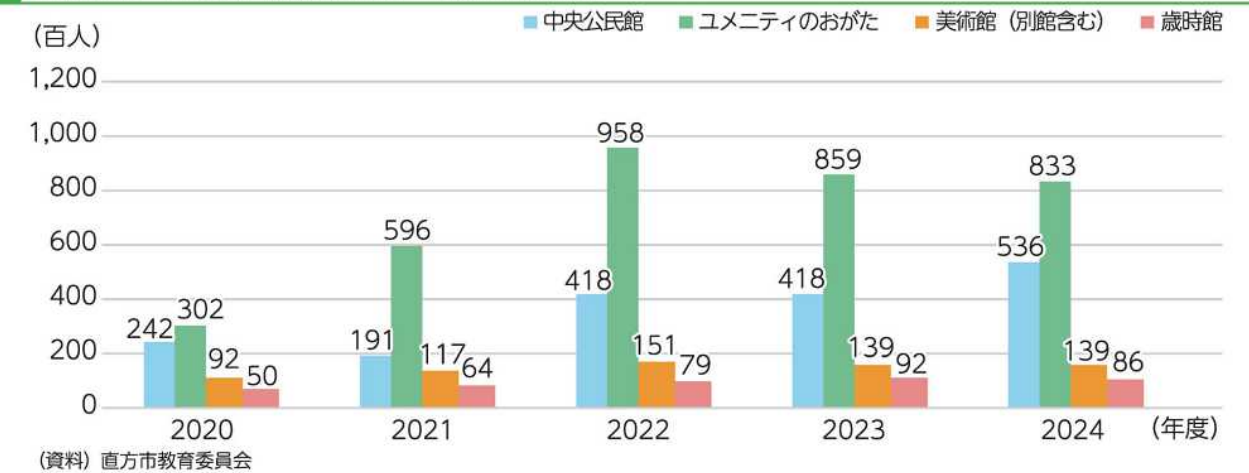
(2) 青少年教育・生涯学習の推進

【現状・課題】

家庭環境や地域社会の変化に加え、デジタル化の進展やライフスタイルの多様化により、青少年が地域の中で異なる年代と交流する機会が一層減少しています。将来を担う青少年の健全育成は、引き続き社会全体の重要な課題であり、家庭・学校・地域社会が連携し、対話と体験の機会を創出することが必要です。

文化・芸術やスポーツ・レクリエーションは、心身の健康だけでなく、自己肯定感や社会的つながりを育むうえでも、ますます重要な役割を果たしています。多くの市民が文化・芸術活動やスポーツ・レクリエーションに興味を持ち、活動に参加する機会を増やしていくためには、世代やライフスタイルに応じた柔軟な講座やイベントなどを開催するとともに、SNS 等を活用した情報発信の充実が必要です。また、老朽化している文化施設や体育施設について、市民が安心して利用できるよう改修等を進めます。あわせて、令和 7 (2025) 年度に制定した「文化芸術振興条例」に基づいて、文化芸術振興計画を策定し、今後一層の文化芸術振興を推進していきます。

文化関連・生涯学習施設利用者・入館者の推移



運動施設利用者の推移



【主な事務事業】

①地域における青少年健全育成活動の推進

年代や校区を越えた交流を深め、多様な考え方や価値観に触れる青少年健全育成活動を推進します。また、子どもたちの読解力や想像力、思考力等の向上と、多様な文化への理解を深める読書活動を推進します。さらに、関係団体や専門団体と連携し、プロの音楽家・芸術家やスポーツ選手などと直接触れ合える体験型プログラムを充実させ、子どもたちの創造性と感受性を育み、自己肯定感を高める取り組みを推進します。また、活動の場であるユメニティのおがた及び図書館の大規模改修を実施し、利用者の増加につなげます。

②市民ニーズの多様化を踏まえた、生きがいづくり・社会参加の促進

年齢にとらわれず、市民一人ひとりが生きがいを持ち、社会参加ができるよう、生涯学習活動を推進します。また、時代の変化や市民ニーズの多様化を踏まえ、生涯学習関連施設での多様な講座・教室の充実を図るとともに、デジタルを活用した参加の機会づくりを進めます。さらに、市民が利用しやすい自主学习活動やサークル活動の場づくりを推進します。

③文化・芸術活動の推進

本市では、指定管理者制度を活用して文化関連施設の運営を行い、市民の文化・芸術への関心を高める取り組みを推進します。市と指定管理者が連携して、世代や関心に応じた多彩な講座やイベントを企画・開催するとともに、SNS や動画配信など多様な媒体を活用した情報発信を強化し、誰もが気軽に文化に親しむ機会や芸術活動の場の充実を図ります。また、文化芸術振興条例に基づき、直方市文化芸術振興計画を策定し、文化芸術の振興を総合的かつ計画的に進めます。

④スポーツ人口、スポーツ交流の拡大推進

スポーツ人口の拡大は、市民の健康増進や地域の活性化、交流・関係人口の創出にも寄与します。子どもや高齢者、障がいのある人、体力に自信のない人も含め、誰もが無理なくスポーツに親しめるよう、身近な環境整備や情報提供を進めます。あわせて、地域のスポーツ団体・クラブの維持・新設支援、指導者の育成・確保にも力を入れ、持続可能なスポーツ活動の基盤づくりを推進します。また、中学生のスポーツ等の活動機会を確保するため、部活動の地域展開を進めます。

成果指標 (KPI) の名称	当初	現状	目標
	令和元 (2019) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 12 (2030) 年度
青少年健全育成に係る体験活動の参加者数 (年間)	1,225 人	1,427 人	1,600 人
生涯学習・文化関連施設の利用者数 (年間) (中央公民館、ユメニティ、図書館、美術館、歳時館、石炭記念館)	185,406 人	221,347 人	230,000 人
スポーツ関連施設の利用者数 (年間)	145,646 人	147,710 人	155,000 人



プロサッカーチーム所属選手と小学生の交流



図書館で開催された「絵本ひろば」



地域で行われている健康体操教室

(3) 歴史・文化の伝承

【現状・課題】

本市には、多くの古代・中世遺跡、福岡藩の支藩跡、高取焼や石炭産業を背景とする近代化遺産群など、貴重な文化財があります。平成30(2018)年に、現在の直方市石炭記念館本館である旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所と、多くの練習生を受け入れてきた救護練習所模擬坑道が、飯塚市や田川市の史跡とともに「筑豊炭田遺跡群¹⁶⁾」として国指定史跡となりました。さらに、同施設敷地内にあるコッペル社製蒸気機関車が、令和7(2025)年2月に市指定有形文化財に指定されました。市民のふるさとへの愛着を高めるためには、これからもふるさとの歴史を学び、先人が築き上げてきた歴史・文化などを未来につなげていくことが重要です。



直方市指定有形文化財 コッペル社製 32号



救護練習所模擬坑道

【主な事務事業】

①国指定史跡の整備・活用の推進

筑豊炭田遺跡群が国指定史跡となり、令和元(2019)年度には「史跡筑豊炭田遺跡群保存活用計画」を策定しました。翌年度には「史跡筑豊炭田遺跡群旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道整備基本計画」を策定し、令和3(2021)年度から現在にかけて同整備基本設計を策定中です。今後、周辺環境も含めた対象史跡の整備・活用を進めます。

②文化遺産・文化財・伝統文化の保存・活用

本市に残る文化財や文化遺産を未来へつなげるための保護・保存整備に努め、ふるさとの歴史を学ぶ機会の充実を図ります。さらに、文化財等を観光ルートに組み入れるなどの活用を行い、市内外への魅力発信や認知度、保護意識の向上に取り組みます。また、伝統文化が将来にわたって継承されるよう、後継者育成に努めます。

③SL広場の整備・活用

かつての直方機関区は全国的にも有数の規模を誇り、多くのSLが活躍し地域の産業と暮らしを支えてきました。こうした歴史を後世に伝えるとともに、市民や来訪者が鉄道文化に触れることができる場として、新たにD51形蒸気機関車を展示し、図書館南側駐車場に「SL広場」を整備します。SL広場は、単なる展示施設ではなく、地域の歴史や産業、交通の変遷を学べる教材として、また、本市の歴史的背景を活かした観光拠点として、石炭記念館をはじめ文化施設等との連携を図り回遊性を高めます。さらに、日常的に市民がくつろぎ、集う場としてベンチや芝生を整備し、SLにちなんだイベント等を行うほか、図書館のSL広場側には、ふるさとの歴史に触れることができるSLや筑豊文庫など地域の歴史に関するコーナーを設けます。

成果指標 (KPI) の名称	当初	現状	目標
	令和元(2019)年度	令和6(2024)年度	令和12(2030)年度
文化財関係の公開事業や企画展・出前講座等の来場者数(年間)	775人	320人	1,000人

16 石炭開発が本格化した明治中期から昭和20年代にかけて全国最大の出炭量を誇った炭田遺跡群のこと。遠賀川流域に分布し、現在田川市の三井田川鉱業所伊田坑跡、飯塚市の目尾炭坑跡、直方市の旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道の3つの遺跡が国史跡に指定されている。

第3節 安全・安心を実感できるまち



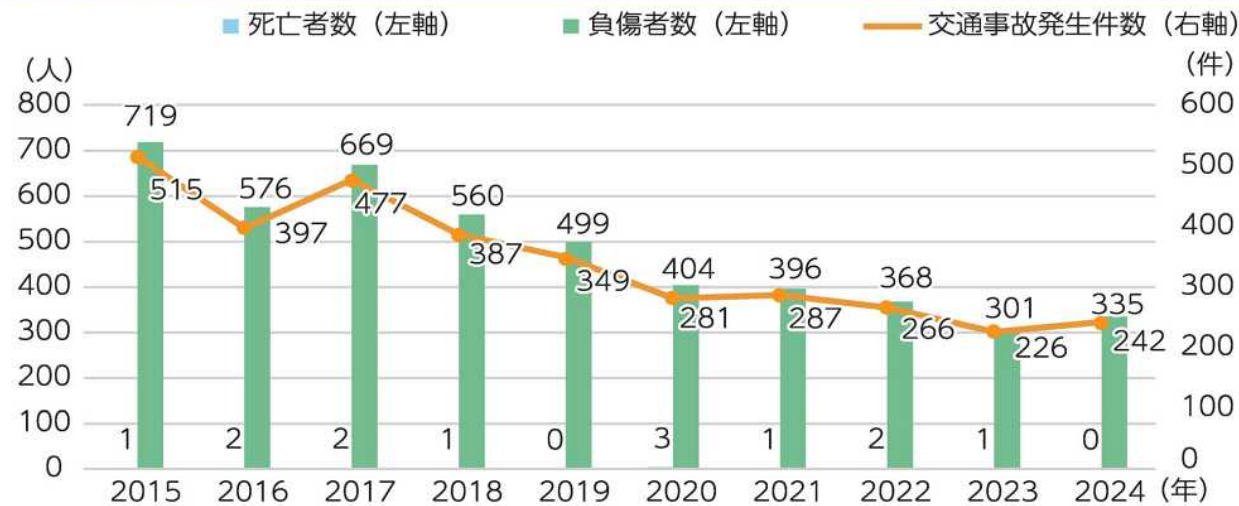
(1) 交通安全・防犯活動の推進

【現状・課題】

本市における交通事故発生件数は減少傾向にあります。交通事故をなくすためには、交通安全意識を向上させ、自動車や自転車、歩行者の交通マナーを徹底する取り組みが不可欠です。また、いわゆる交通弱者に対応した道路・施設の整備を進めていく必要があります。

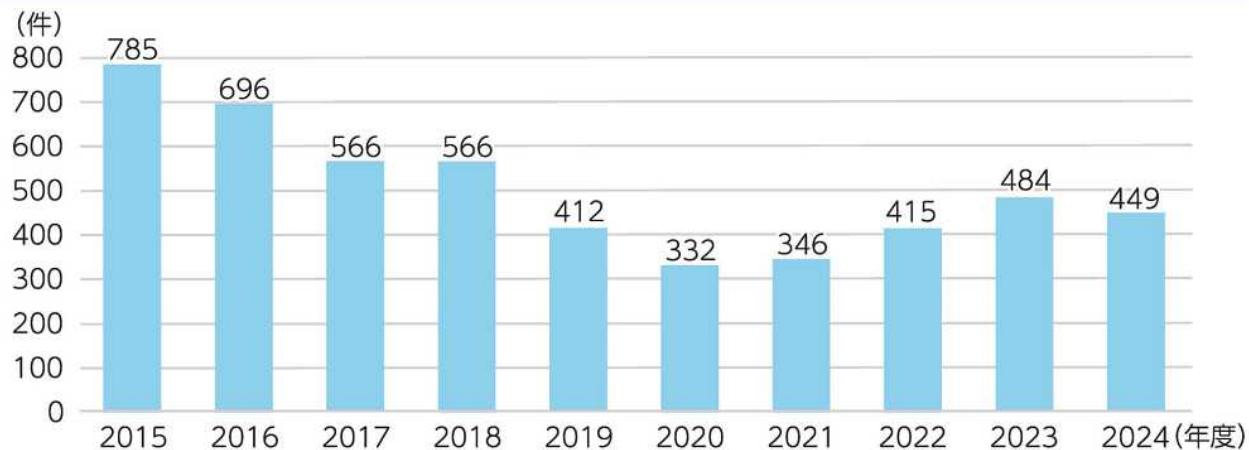
本市における刑法犯罪の件数は減少傾向にありましたが、令和3（2021）年度より増加に転じています。特にSNSを用いた犯罪や高齢者を対象とした特殊詐欺は手口が巧妙化、令和6（2024）年度からは被害が激増しています。安全で安心なまちを目指すため、警察や各種団体と連携し、犯罪防止や防犯意識の向上を図る取り組みが必要です。

交通事故発生状況



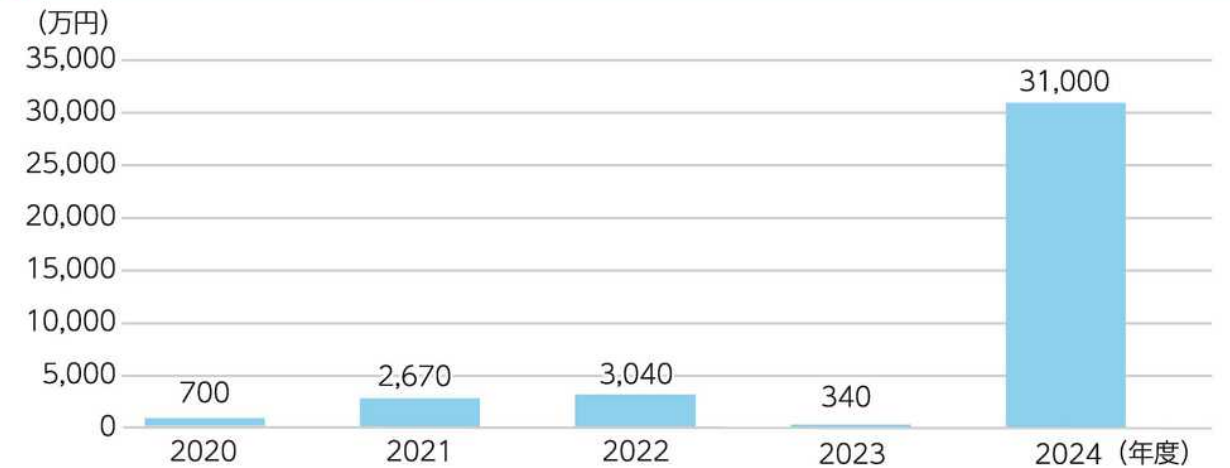
(資料) 直方警察署

刑法犯罪件数の推移



(資料) 直方警察署

特殊詐欺の被害額の推移（直方署管内）



(資料) 直方警察署

【主な事務事業】

①交通安全意識・防犯意識の啓発

警察や各種団体と連携し、家庭や教育機関における交通安全教育の実施など、市民の交通安全意識向上の啓発に努めます。また、自治会や直方地区交通安全協会、直方地区防犯協会などと連携し、青色防犯パトロールや防犯啓発キャンペーンなど、防犯意識の高揚を図る活動を推進するとともに、高齢者や障がい者に対する防犯活動に取り組みます。特に急増する特殊詐欺防止のため、あらゆる機会を通じて啓発やチラシの配布などに努めます。さらに、これらの取り組みについて、様々な情報媒体で紹介するなど、交通安全、防犯意識を啓発します。

②交通安全施設・防犯設備などの充実

カーブミラーなどの交通安全施設や防犯灯などの防犯設備等について、地域の実情や要望を踏まえ、適切な整備に努めます。また、高齢者や障がい者、子どもなどのいわゆる交通弱者に対応した道路・施設の整備に努めます。

③暴力団追放活動

平成20（2008）年7月に全国で初となる「直方市暴力団追放推進条例」を施行しました。今後もこの条例に基づき、行政が実施する事務事業からの暴力団等の排除を徹底するとともに、市民・行政・警察等と一体となって暴力団排除の活動を続けます。

成果指標 (KPI) の名称	当初	現状	目標
	令和元 (2019) 年度	令和6 (2024) 年度	令和12 (2030) 年度
防犯啓発活動実施回数 (年間)	1回	2回	4回
交通事故の発生件数 (年間)	349件	242件	170件

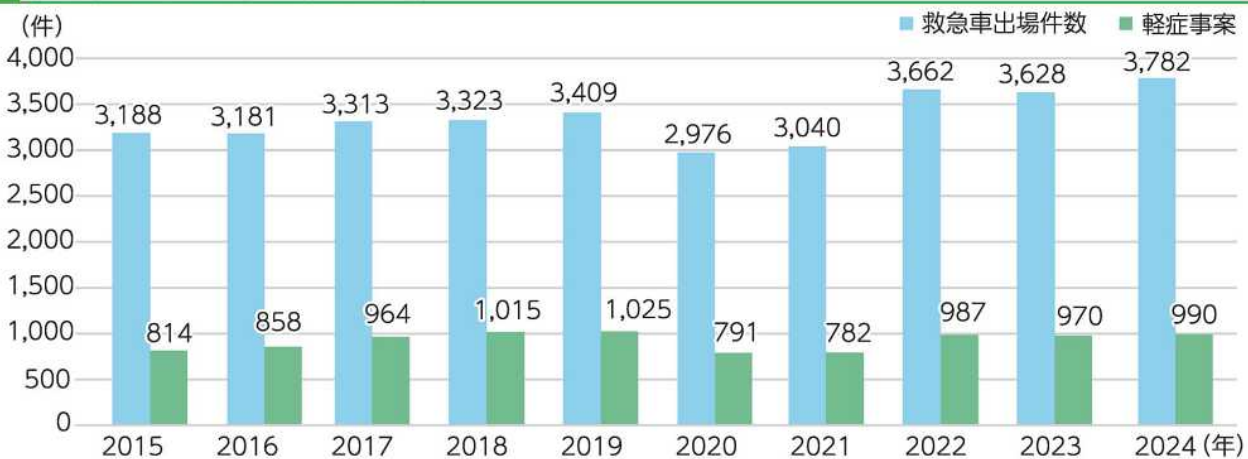
(2) 消防・救急体制の充実

【現状・課題】

高齢化の進行に伴い、救急車の出場件数は年々増加しています。また、出場件数の増加と市外病院への搬送が多いことが相まって、市外からの帰署中に新たな現場へのお出向要請がなされる等の理由により、救急車の現場到着までの所要時間は年々延伸傾向にあります。人材や資機材の整備、市内医療機関における専門性の高い分野での受け入れ体制の充実を図り、迅速な搬送ができる体制を構築する必要があります。また、症状や手当に関する相談窓口の明確化、十分な情報発信により、救急車でのお出向が必ずしも必要でない状況での出向を抑えることも重要です。

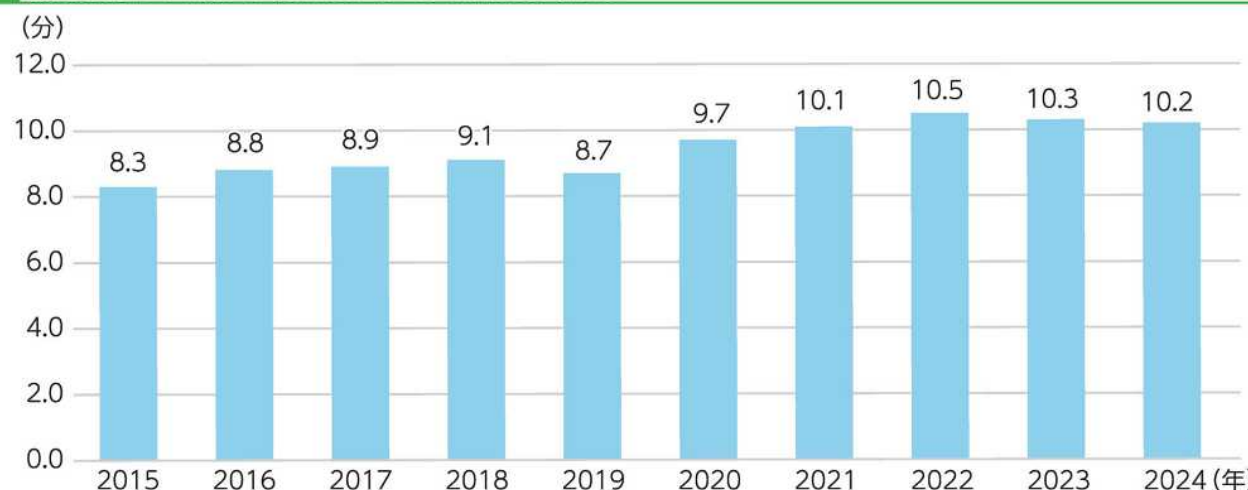
火災発生件数は、年々減少傾向にあり、令和元（2019）年は7件と過去10年間で最も少なくなっています。しかし、火災以外の救助活動の件数は増加しています。このような現状のもとで、今後も市民の生命・身体・財産を守るためには、広域での連携や資機材の整備などが必要となってきます。また、消防職員の充足率が57%（令和7（2025）年4月現在）にとどまっていることから、消防団や自主防災組織との連携により、消防車が到着するまでの災害現場における初動活動の徹底を図ることが重要です。さらに、火災予防や火災発生時における被害抑制の観点から、防火安全対策の推進や住宅用火災警報器の普及促進も必要です。

救急車出場件数と軽症事案の推移



(資料) 直方市消防本部

救急事案の通報から現地到着までの所要時間推移



(資料) 直方市消防本部

【主な事務事業】

①救急・救助体制の充実

不要・不急な救急車の出向を抑制し、救急車を必要とする人が安心して利用できるよう、救急車の適正利用に関する啓発活動を行います。

バイスタンダー CPR¹⁷ が、救命率の向上につながることから、新たに小中学生・高校生を対象とした救命講習に取り組み、より多くの市民に応急手当が普及するよう啓発に努めます。

②消防力の充実

消防車両・機材については、国の示す整備指針を基に整備率の向上に取り組むとともに、近隣の消防本部との連携を進め、共同運用などの検討を行います。

女性消防職員の採用・配置を通じて、女性の活躍推進に努めていきます。

さらに、平日、日中時間帯における災害に対応する為、市職員で構成する機能別消防団を令和7（2025）年に発足し運用開始しています。今後も地域防災の要となる消防団員の更なる加入を促進していきます。

③防火安全対策の推進

消防法に係る防火対象物や危険物施設に対して、火災予防と事故防止の観点から予防査察を実施し、消防用設備や施設の維持管理の徹底、違反是正の指導を強化します。また、市内企業と連携し、一般住宅における住宅用火災警報器の普及促進に関する広報活動に積極的に取り組みます。

成果指標 (KPI) の名称	当初	現状	目標
	令和元（2019）年度	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
救命講習の受講者数（年間）	2,439人	2,239人	3,000人
住宅用火災警報器設置率	74.3%	79.1%	県平均値以上 令和6（2024）年度： 84.4%



北九州市との合同救助訓練



機能別消防団発足式

17 その場に居合わせた人による心肺蘇生のこと。

(3) 自然災害対策の強化

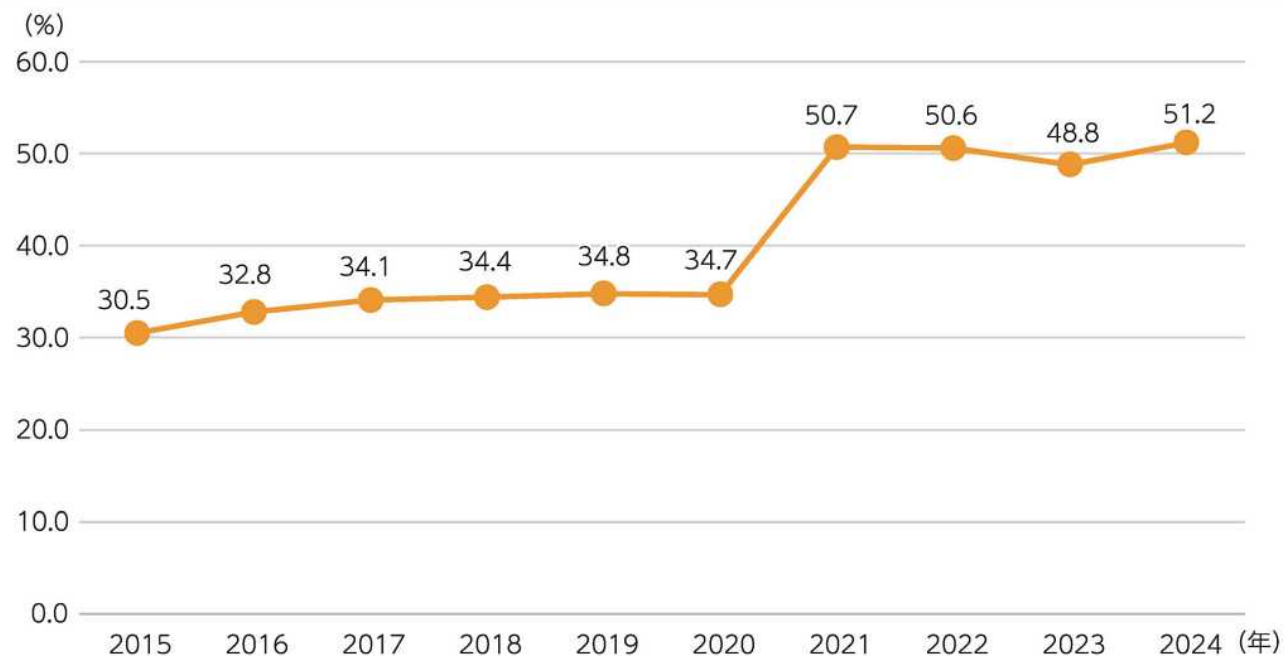
【現状・課題】

近年、甚大な被害を及ぼす自然災害が多発しています。福岡県では、平成 29 (2017) 年の九州北部豪雨以降、令和 3 (2021) 年まで 5 年連続で大雨特別警報が発令されました。また、令和 6 (2024) 年 1 月には震度 7 を観測した能登半島地震が発生しました。これらの災害は、市民の生活だけでなく、地域の産業基盤やインフラにも甚大な被害をもたらしました。

今後も地球温暖化などの影響で、自然災害の多発化・激甚化に加え、竜巻や局所的な豪雨など、予測が難しい災害の増加が予想されます。そのため、国や県との十分な連携を進め、災害時には全市民に対して迅速に情報が伝わるよう、多様な情報伝達手段の確保や、感染症対策やトイレなど健康面・衛生面に配慮する避難所の確保などが必要です。

災害発生時には、行政が対応できない事態が起こるおそれがあります。そのような事態を想定し、自分の身は自分で守ることを第一に、家庭（自助）、地域（共助）、行政（公助）が一体となって安全で安心な地域を作っていくことが重要です。そのため、自主防災組織の設立を推進し、災害への備え、災害後の応急・復旧に迅速かつ効率的に対応できる地域づくりが急務となっています。

自主防災組織率の推移



(注) 自主防災組織率=世帯数見込 / 自治会加入世帯数
(資料) 直方市

【主な事務事業】

①防災情報の伝達手段の多様化、迅速化の推進

近年、これまでに経験したことのないような大規模災害が多発しており、きめ細やかな災害情報の収集・発信が大切です。そのため、国や県と十分な連携を図り、災害時に市民一人ひとりに迅速に情報が伝わるよう、情報伝達の多様化を進めます。防災無線や災害時情報共有プラットフォーム¹⁸、LINE などの SNS ツール、テレビの D ボタンやラジオなどを活用し、様々な世代に対応した情報伝達手段を確保し、効果的かつ迅速な情報発信に努めます。市民自らが災害に関する必要な情報を収集できるための啓発に努めます。

②災害避難所の整備

全国的に多発している豪雨災害を踏まえ、河川の大規模な氾濫等を想定し、指定避難所や福祉避難所となる民間施設との協定や車中泊避難場所の設置により避難所収容可能人数の確保に努めます。また、パーテーションの設置により避難所でのプライバシーの保護に努め、トイレトレーラーやマンホールトイレを活用し、衛生面に配慮しながら避難所を運営します。

③地域の防災体制の強化

地域での防災体制強化のため、自治会や自主防災組織などに加えて地域で活動する様々な組織が参加する地域防災会議を小学校区ごとに実施します。また、高齢者や障がい者などのうち、自力で避難することができないなど支援を必要とする災害避難行動要支援者について、個別支援計画を作成し、ICT や地理情報システム (GIS¹⁹) を活用する避難支援対策を進めます。

災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする本市の地域防災計画については、頻発化・激甚化する災害に対応していくため、毎年見直しを行います。また、広範囲での被害が想定される豪雨災害や地震災害等における広域連携の取り組みを推進します。

成果指標 (KPI) の名称	当初	現状	目標
	令和元 (2019) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 12 (2030) 年度
避難支援個別計画の策定率	10.2%	8.8%	100%
自主防災組織数 (小学校区)	5 校区	6 校区	11 校区

18 災害発生時に、被害状況や水位情報及び避難所の開設状況などをリアルタイムに情報共有するためのシステム。

19 地理的位置を手掛かりに、位置に関する情報を持ったデータ (空間データ) を統合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。

第4節 生活の安定・自立に向けてみんなで支えあうまち



【現状・課題】

加齢や傷病等による就労困難やひとり親世帯における子どもの世話のための就労上の制約など、生活困窮者の置かれた状況や自立を阻害する要因は多様化しています。本市では、生活保護受給者数や保護率が平成27(2015)年度をピークに減少に転じていますが、依然として高い水準を維持しています。生活が困窮する状況等を丁寧に分析し、様々な社会的資源を活用しながら、それぞれに適した支援を行うことが重要です。

ひとり親世帯の貧困率²⁰が高い中、本市では、母子世帯・父子世帯の割合が県の平均よりも高い傾向にあります。そのため、所得水準がより高い業種や職種への就労につながる支援が求められています。

貧困は子どもの生活や将来に大きな影響を与え、貧困の連鎖が起こりやすくなるため、子どもの貧困を早期に発見し、関係団体と連携して支援することが重要です。

所得が低い人や高齢者等への居住の安定確保の観点から、市営住宅の供給・維持管理を行っています。セーフティネットとして、今後も住宅の供給・運営を安定して行っていくことが必要です。

生活保護受給者数・保護率(%)の推移



母子・父子世帯の推移(対1,000世帯)



児童のいる世帯を100とした場合の平均収入の比較(令和3(2021)年)

母子世帯	父子世帯
45.9	74.5

(資料) 厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果の概要」

【主な事務事業】

①生活困窮者の自立に向けた適正な支援の推進

支援の対象となる人それぞれの、困窮に至る背景や要因などを十分に把握したうえで、公的な支援制度の活用や公民連携による取り組みにより、最も適した支援策を実施し、経済的自立や社会生活、日常生活の自立を進めます。

②ひとり親世帯などの支援

民生委員や児童委員等の関係機関と連携し、地域の状況把握や相談体制の充実を図ります。また、児童扶養手当などの各種経済的支援制度の周知及び就労支援等の充実を図ります。さらに、所得水準がより高い業種や職種への就労につながる職業訓練の支援を行います。

③子どもの貧困の早期発見、解消に向けた支援の推進

学校や地域、民間団体等と連携しながら、子どもの貧困を早期に発見し、支援体制を確立するとともに、貧困を連鎖させないため、収入の安定した職種等に就労できるよう、特に中学生、高校生の進学支援を拡充します。

④市営住宅の安定的な供給・運営

市営住宅には、所得が低い人等のセーフティネットとしての役割が求められていることから、長寿命化等の改修を計画的に行いながら、安定した供給・運営を継続します。

成果指標(KPI)の名称	当初	現状	目標
	令和元(2019)年度	令和6(2024)年度	令和12(2030)年度
生活困窮者自立支援相談件数(新規)	—	113件	200件
生活保護受給中の高校生の就職進学率	64.0%	88.8%	90.0%

20 国民の年間所得の中央値の50%に満たない所得水準である相対的貧困率のこと。

第5節 魅力ある地域づくりのため、みんなで連携するまち

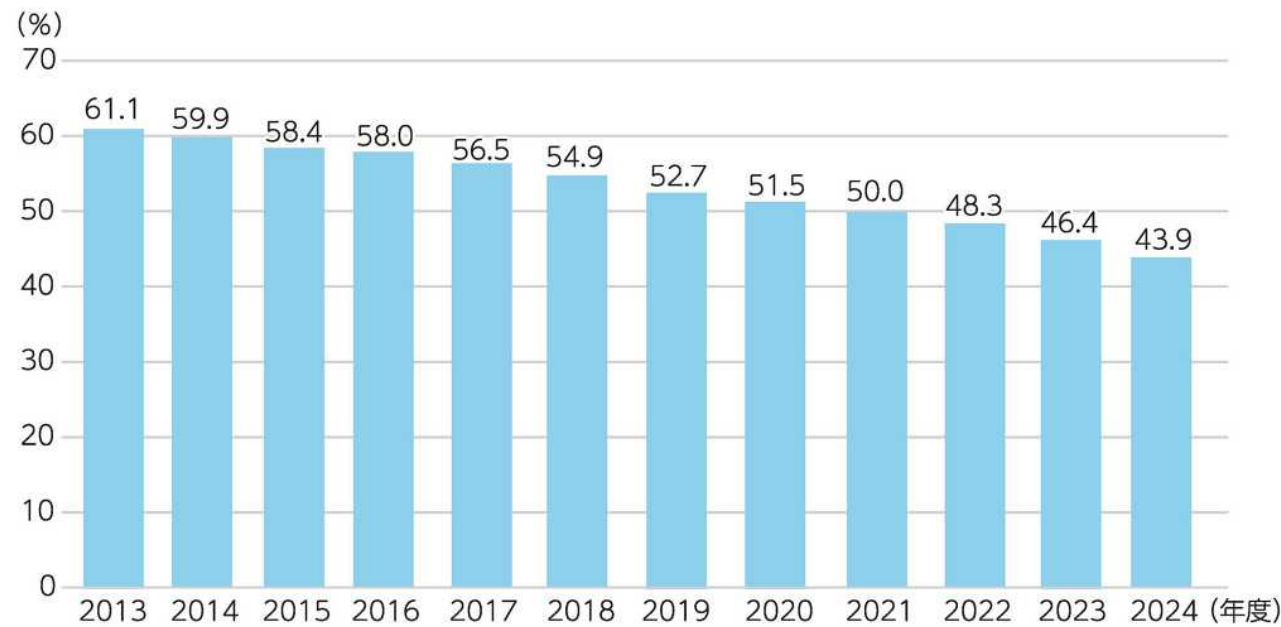


(1) 地域づくりの推進

【現状・課題】

地域での住民同士の共助の際に重要な役割を担う自治会は、担い手の高齢化や加入世帯の減少により、活動が縮小傾向にあります。ごみステーションの管理や利用など、自治会の会費を負担している世帯と非加入世帯間での不公平感が増していることも課題となっています。自治会は今後も地域づくりにおいて重要な役割を果たすことから、加入世帯を増やしていくための新たな仕組みの検討も求められています。また、自治会だけでは解決が難しい地域課題も多くなっていることから、課題の解決に取り組む人材やボランティア団体など様々な団体との連携が必要です。

自治会組織加入率



(資料) 直方市

【主な事務事業】

①地域コミュニティの維持・活性化

地域コミュニティの基本組織である自治会は、今後も地域づくりにおいて重要な役割を担うことから、加入率向上に向けて、自治会と行政との役割分担を再検討し、会費負担の不公平感を是正しながら、自治会加入率の上昇に努めます。

②地域づくりを担う人材等の支援・連携

コミュニティ活動に参加してもらう機会を増やすため、市内のNPO法人や各種団体の取り組みについてSNS等を通じた情報収集・発信に努めます。また、社会課題の解決に向けて様々な場面で活躍できる人材の発掘・育成に努めます。さらに、地域づくりを担うボランティア団体や事業者など、様々な団体との連携や団体間の連携支援に取り組みます。

③地域づくりを担う新たな枠組みの構築

本市においては、自治会をはじめ様々な地域活動を行う組織があります。そのような組織の代表者が集まり、地域づくりの課題や解決方法などを共有するための協議会を設立し、地域における連絡や連携体制の強化を図ります。まずは、地域の防災に関する課題解決に向けて、地域活動を行う組織の代表者による防災に関する会議を実施していきます。

成果指標 (KPI) の名称	当初	現状	目標
	令和元 (2019) 年度	令和6 (2024) 年度	令和12 (2030) 年度
自治会加入率	52.7%	43.9%	65.0%
新たな枠組みの構築数 (地域運営協議会数)	—	0 団体	4 団体



地域での伝統文化 (三申踊り) 保存活動



地域でのボランティア活動

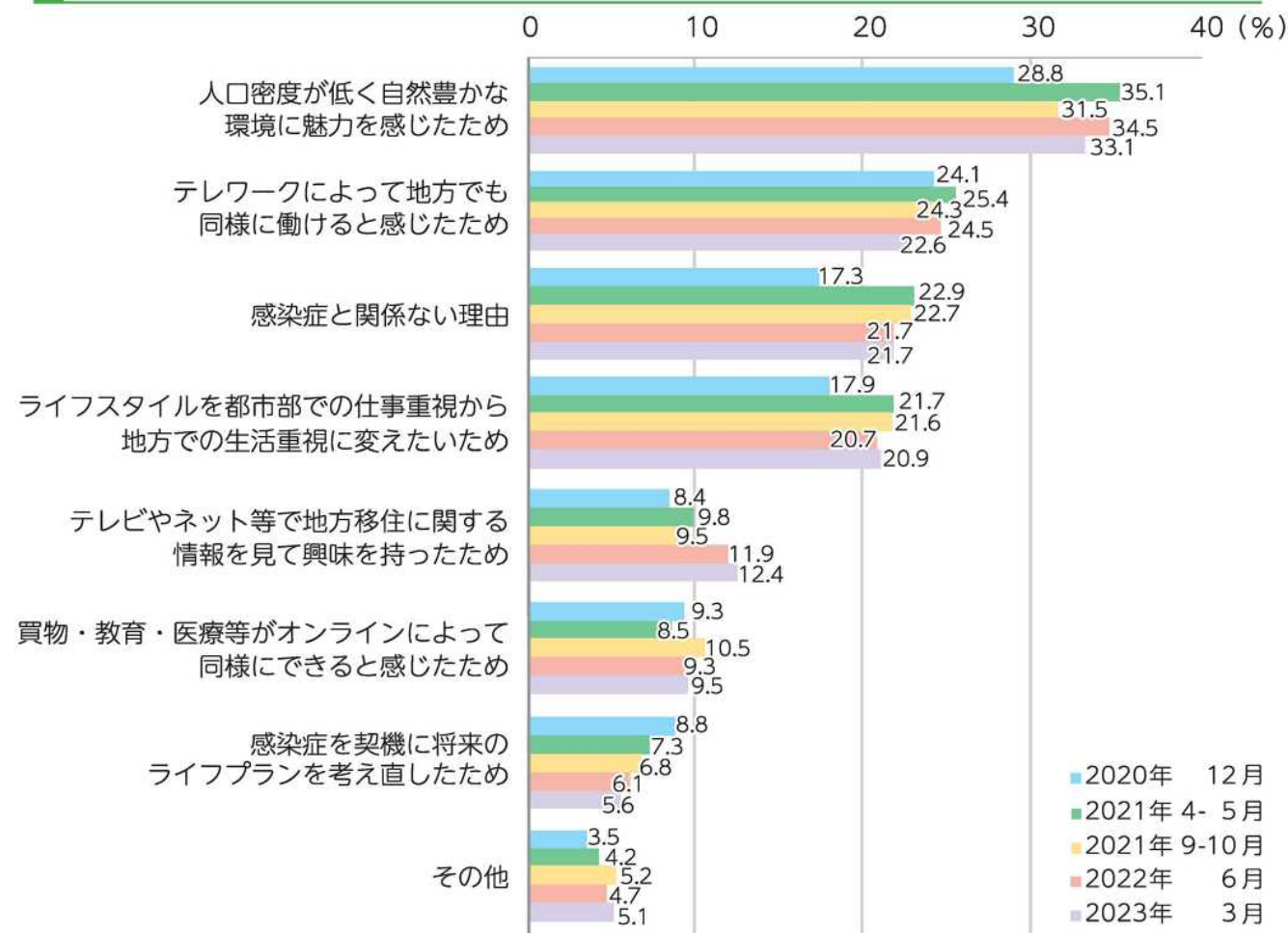
(2) 情報発信力の強化・関係人口等の受入環境整備

【現状・課題】

地方から都市部への人口流出が続く一方、都市部に暮らす若者の間では、様々なライフスタイルが志向される中で、仕事を選ぶというだけでなく、仕事を含めた暮らしを選ぶという観点から地方移住への関心が高まっています。本市では、豊かな自然を享受しながら働き、暮らすことが可能ですが、都市部に対し、そのような魅力を十分に発信できていない点が課題です。近年の就業形態の多様化を踏まえて副業・兼業という形で都市部の人材の知識を地域で活用するという視点も必要です。

本市に住んでいなくても、本市に興味や関心を持ち、副業・兼業での関わり、SNSでの情報発信やインターネット等での本市製品の購入、本市でのイベントの開催など、様々な形で本市と関わる関係人口や本市への移住者を受け入れる体制を整えることが重要です。

地方移住への関心理由（東京圏在住）



(資料) 内閣官房 第6回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（令和5（2023）年4月）

【主な事務事業】

①シティプロモーション²¹の強化

市内の観光名所や美しい自然環境の情報に加え、産業や行政の取り組み等のビジネス関連情報についても対外的に配信するなど、SNSをはじめとする多様な媒体を活用して本市の魅力積極的に発信します。また、ふるさと応援大使やSNSを通じた市民投稿など一般からの協力により、本市の新たな魅力を発見、発信していきます。

②移住・定住、関係人口の創出

本市に住んでいない人が、本市に興味や関心を抱ききっかけや魅力づくりに努め、市内に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組みます。また、本市への移住希望者への支援をすすめるとともに本市に定住している人への支援の強化に取り組みます。

③副業・兼業人材と市内事業者とのマッチング支援

様々な知識を有する都市部の副業・兼業人材を市内に呼び込み、市内事業者とのマッチング等を推進します。

成果指標（KPI）の名称	当初	現状	目標
	令和元（2019）年度	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
市公式SNS登録者数 (YouTube、インスタグラム等)	1,929人	21,896人	39,000人
市が仲介した、副業・兼業人材と市内事業者とのマッチング件数（計画期間中通算）	—	4件	30件



ちよっくらじお「直方市役所ラジオ課」DJ ジャッキー岩尾氏

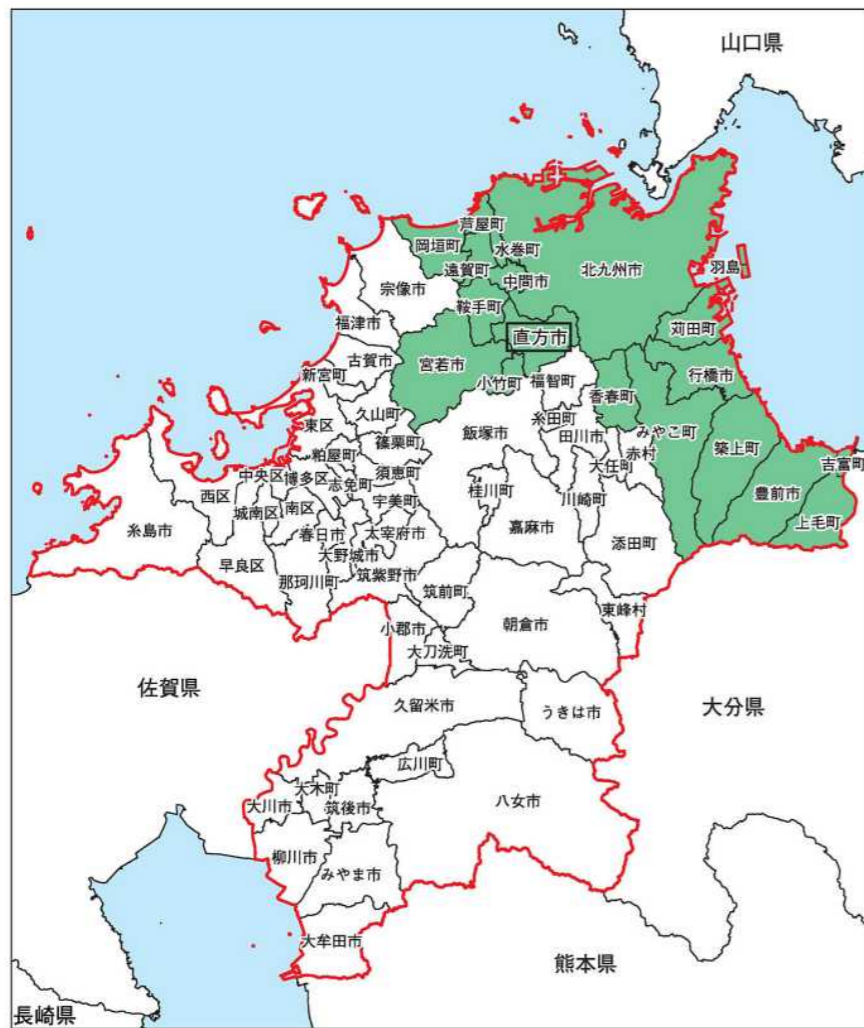
21 地方自治体が行う宣伝・広報・営業活動のことで、地域のイメージ向上やブランドの確立による、地域の活性化などを目的とした取り組みのこと。

(3) 都市間連携・公民学連携²²の推進

【現状・課題】

都市機能を維持するためには、一定の人口規模や密度が必要です。しかし、人口減少に伴い医療・福祉・商業・娯楽などの生活サービスの維持は難しくなっていきます。そのため、近隣自治体や事業者、民間団体等との連携により、行政サービスや商圈等の範囲を拡大させ、生活サービスの量や質を確保していくことが必要です。また、既存サービスの組み合わせによる新事業創出など、新たな視点によるアイデア、ノウハウを積極的に取り入れたまちづくりを行っていくことが重要です。

北九州連携中枢都市圏²³ 圏域位置図



(資料)直方市
構成市町(6市12町)：北九州市、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、刈田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

【主な事務事業】

①都市間連携の推進

県や北九州市、直轄地域の各市町をはじめとする近隣自治体と都市機能や産業振興、観光振興など様々な分野において連携を図ることで、各市町が有する見地や情報を共有し、多様な行政課題の解消に取り組むとともに、本市単独では困難な施策に取り組みます。また、産業振興や新幹線新駅設置など自治体間連携による広域での地域振興を推進するとともに、公共施設や専門人材の共同活用を図るなど、広域連携のあり方について検討を進めます。

②公民学連携の推進

先端技術の導入、新産業・新分野の創出、市民サービスの向上や地域の活性化、行政運営の効率化について、大学や研究機関、事業者等と連携して取り組みます。

成果指標 (KPI) の名称	当初	現状	目標
	令和元 (2019) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 12 (2030) 年度
公民学連携により事業実施に至った連携協定件数 (計画期間中通算)	—	22 件	40 件



民間企業との包括連携協定締結式



北九州都市圏域トップ会議

22 「公 (国、自治体及び公的機関)」、「民 (事業者、自治会・住民、NPO 等)」、「学 (教育機関等)」による社会課題解決を目的とする連携であり、平成 18 (2006) 年の柏の葉アーバンデザインセンター設立に際して故・北沢猛氏 (東京大学教授) が提唱したもの。事業者・教育機関・官公庁による「産学官連携」より多様な主体が連携する趣旨を示す。

23 地域の中心都市である北九州市と近隣の本市を含む 17 市町が、「経済成長のけん引」「高次都市機能の集積・強化」「生活関連機能サービスの向上」の 3 つの柱をもとに連携し、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的として、連携協約 (地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の 2 第 1 項) を締結することにより形成する圏域のこと。

第6節 すべての人の人権が尊重され、共存・共生できるまち

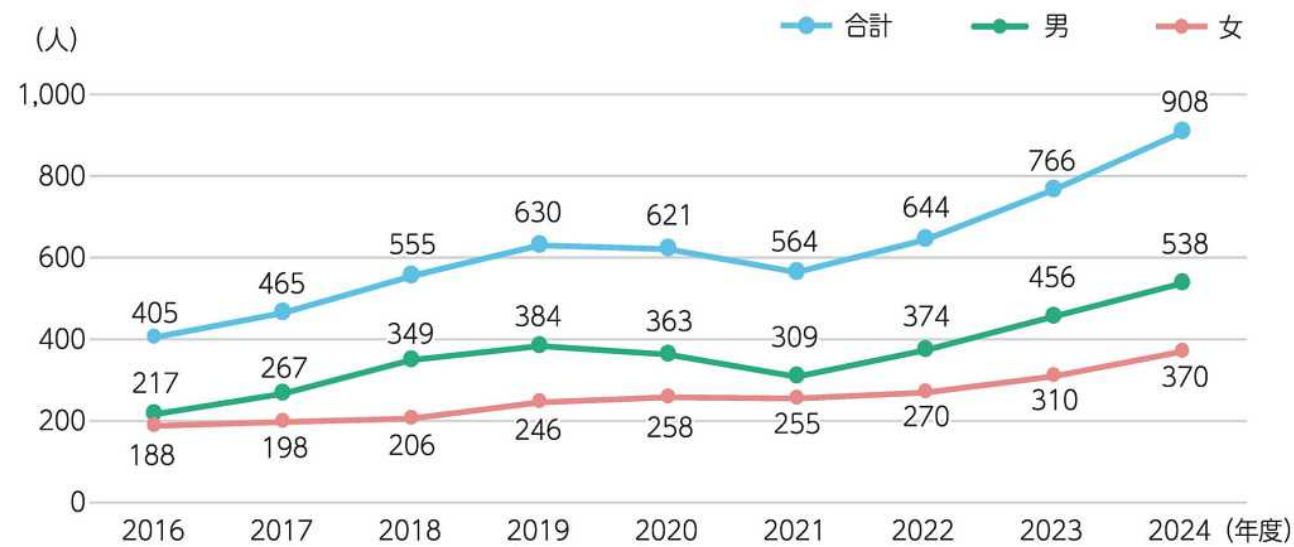


【現状・課題】

人権とは、社会において幸福な生活を営むために必要な人間として当然に持っている固有の権利です。しかしながら、人権の根本に関わる日本固有の人権問題である同和問題をはじめ、いじめや虐待、各種ハラスメント、インターネットでの誹謗中傷など、社会の様々な場面で人権問題が発生しています。

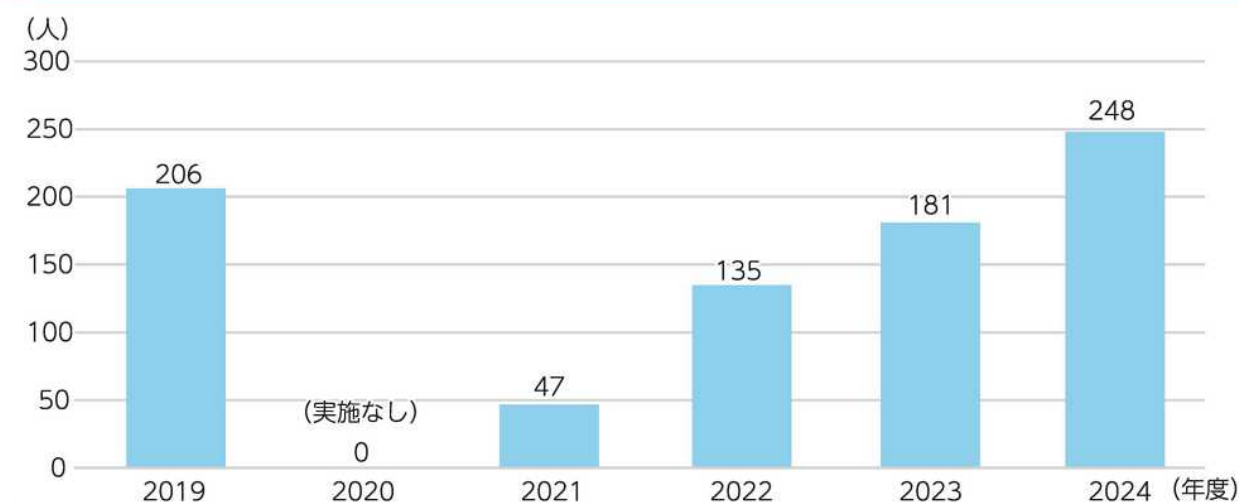
人々が共存・共生し、多様な人材が活躍するために、部落差別をはじめ、障がい、性別、年齢、国籍等に関わるあらゆる差別を解消することが必要です。

本市の外国人人口の推移



(注) 各年度3月31日時点の人数
(資料) 直方市

企業同和問題研修会参加者数



(資料) 直方市

【主な事務事業】

①部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消

差別の解消を目的とした法令の理念に基づき、部落差別をはじめ、障がい、性別、年齢、国籍等に関わるあらゆる差別の解消を推進します。本市では、市民一人ひとりの人権を尊重し、差別のないまちづくりを実現することを目的とした、「直方市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を制定しています。この条例に基づき、国や県等との適切な役割分担を踏まえて、市民からの相談に的確に応じるための相談体制などを構築します。

②人権教育・人権啓発の推進

市民一人ひとりの人権が尊重される地域社会を実現するため、関係機関等と連携を図りながら、人権教育、啓発事業を推進します。また、各種ハラスメント防止対策及び性的マイノリティ²⁴の人権を尊重した啓発事業を推進します。

③ノーマライゼーション²⁵の推進

障がい者理解を促進するため、啓発活動を推進し、人権尊重の意識向上を図ります。また、障がい者や高齢者などの権利擁護、虐待防止のための日常生活支援など、ノーマライゼーションの理念に沿った取り組みを進めます。

④外国人との共生

社会や経済がグローバル化する中、本市においても外国人技能実習生の受け入れ等で外国人居住者が増加しており、異なる言語、文化、習慣を持った多様な国籍を有する人々が地域で生活しています。人種、国籍等で差別することなく、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会²⁶」の実現を目指し、地域における外国人との交流や日本語教室の開催等を通して相互理解を推進します。また、日常生活でのごみ出し等のルールや災害時の緊急情報の伝達、子どもの教育など、様々な場面で「ことばの壁」により生活に支障をきたしている人への支援にも取り組みます。

成果指標 (KPI) の名称	当初	現状	目標
	令和元 (2019) 年度	令和6 (2024) 年度	令和12 (2030) 年度
企業同和問題研修会に参加した事業者数 (年間)	63社	50社	120社
日本語教室生徒数 (年間)	0人	31人	60人

24 性的少数者を総称することば。セクシュアル・マイノリティともいう。

25 障がいのある人も障がいのない人も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指すという理念のこと。

26 国籍や民族の異なる人々が、互いの違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら生きていける社会のこと。

第7節 男女共同参画社会を実現するまち

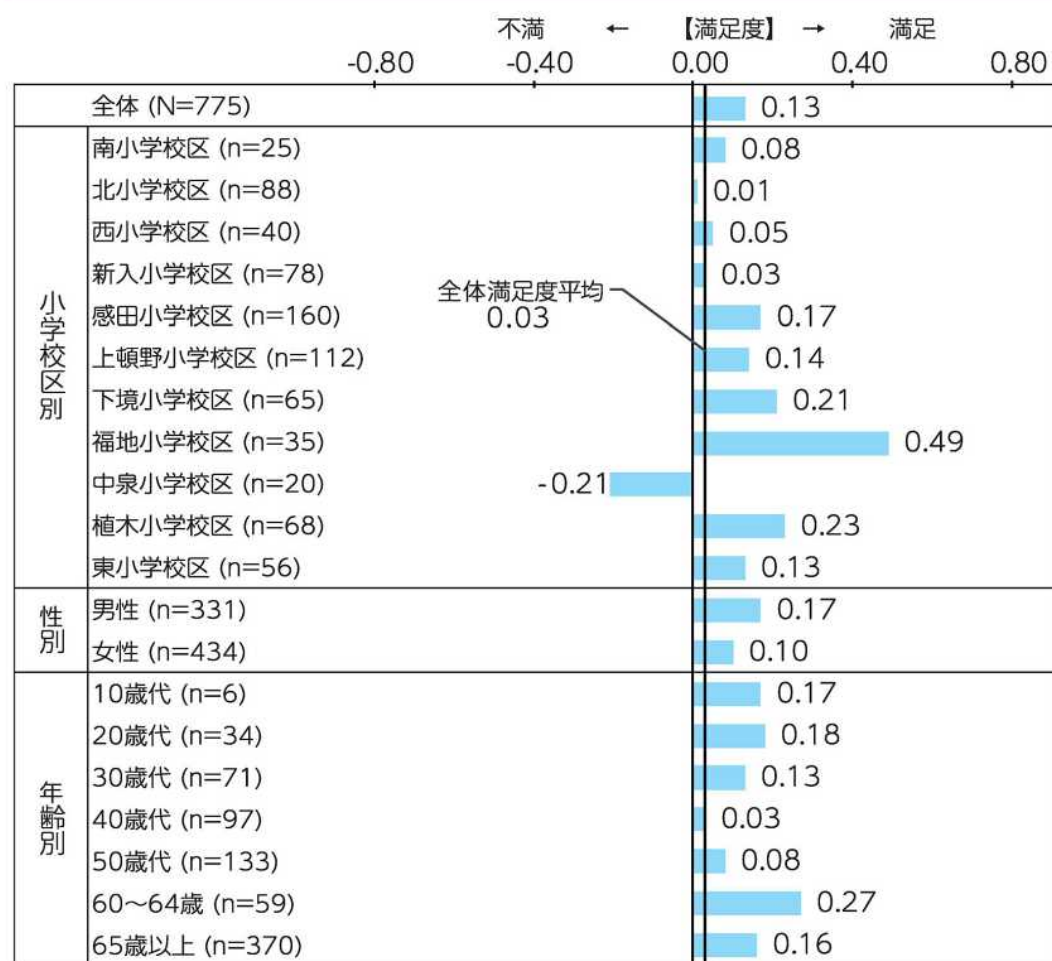


【現状・課題】

本市の審議会などへの女性登用率は長期的に見て上昇傾向にあり、令和6(2024)年度に実施した「直方市のまちづくりのための市民意識調査」では、男女共同参画に関する施策への満足度は比較的高くなっています。若年層を中心に男女共同参画に対する意識は変わりつつありますが、長きにわたり築いてきた習慣や価値観から、社会のあらゆる場面において、女性はその個性や能力を発揮できる環境が十分に整っているとは言い難い状況が続いています。

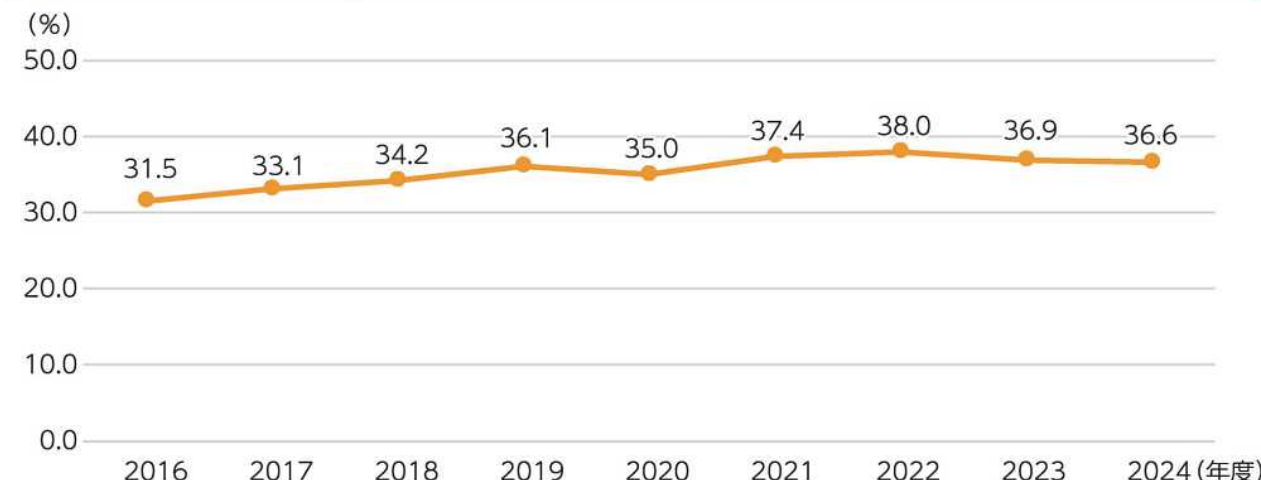
これまでの価値観からの意識改革を行い、職場、学校、家庭、地域など社会のあらゆる場面で性別にかかわらず、その個性や能力を十分に発揮できる環境の形成や仕事と生活が調和したライフスタイルの実現を支援する必要があります。また、ジェンダー平等について理解を深めるためには、子どもの頃からの発達段階に応じた意識づくりが必要です。

男女共同参画に関する満足度



(資料) 直方市のまちづくりのための市民意識調査 (令和6(2024)年度)

審議会などへの女性登用率の推移



(注) 各年度4月1日現在
(資料) 直方市

【主な事務事業】

①男女共同参画への意識啓発

様々な情報媒体や機会を活用した情報提供の充実や幅広い年代を対象とした学習機会の拡充を図り、市民や事業者の意識啓発をさらに推進します。また、学校教育課程において、積極的にジェンダー平等について学ぶ機会を取り入れます。

②誰もが自立し参画できる社会づくり

性別や年齢などにとらわれず、誰もが社会のあらゆる活動に参画し、自分の個性や能力を発揮できる社会づくりに向けて、市民や事業者の意識啓発に努め、仕事と生活の調和のとれたライフスタイルへの転換を支援します。また、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、事業者等における女性役員・管理職の登用促進、女性の創業支援に取り組みます。

成果指標 (KPI) の名称	当初	現状	目標
	令和元 (2019) 年度	令和6 (2024) 年度	令和12 (2030) 年度
学校・企業・団体等の意識向上を目的とした男女共同参画講座等の実施回数 (計画期間中通算)	0回	64回	180回
審議会などへの女性登用率	35.0%	36.6%	40.0%